

青森県報

第四百二十号

令和四年
二月七日
(月曜日)

目次

告示

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……

○保安林の指定解除予定……………(林政課) ……

○都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……

教育委員会

○博物館の登録……………(文化課) ……

告示

青森県告示第五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年二月七日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス事業者	名 称	障害福祉サービスを行う	指 定
所 在 地	主たる事務所の所在地	所 在 地	障害福祉サービスの種類	年月日

株式会社共
仁会

弘前市大字船水
三丁目三の八

居宅介護

訪問介護
業務One
ラボ

弘前市大字和泉
二丁目一五の三

令和
四・三・一

青森県告示第五十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和四年二月七日

青森県知事 三村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

中津軽郡西目屋村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和四年一月三十一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年二月七日

青森県知事 三村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画下水道事業

三 事業施行期間

昭和三十一年四月一日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（令和二年一月二十九日青森県告示第六十三号）

の事業地に、大字根城字西ノ沢を加える。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（令和二年一月二十九日青森県告示第六十三号）

の事業地のうち、長者二丁目、長者四丁目、吹上三丁目、吹上四丁目、根城一丁目、根城二丁目、根城七丁目、根城八丁目、大字糠塚字大杉平、字柳ノ下、字五郎兵衛前、字前谷地、大字中居林字狐森、大字沢里字藤子、字下沢内、大字根城字東構、字下町、大字長苗代字前田、字下碓田、字二日市、大字尻内町字島田、大字市川町字市川後地内において事業地を変更し、大字糠塚字南長市、字鶉久保、字蟹沢、字狐森、字大開、字長久保、字二ツ家、大字沢里字休場、字沢里山、字二ツ屋、大字根城字根城、字中崎、字西ノ沢、字馬場頭、字内沢、大字河原木字後平、字小田平、大字市川町字桔梗野官地、字桔梗野上官地、大字是川字金ヶ坂、字転道平、大字田面木字法霊林、字エヒサ沢、字松長根、字鶉窪、字赤坂、字中明戸、字船場下、字堤下、字上田面木、字下田面木、字神明沢、字上野道下夕、字山道下夕、字外久保、字沼ノ平、字美濃助平、字上野平、字横俵、字中村を加える。

教育委員会

青森県教育委員会告示第二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により、博物館を次のとおり登録したので、博物館の登録に関する規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第六号）第七条の規定により告示する。

令和四年二月七日

青森県教育委員会

登録番号	登録年月日	博物館の名称	博物館の所在地	設置者の名称 及び住所
第五号	令和四・二・六	高岡の森弘前 藩歴史館	弘前市大字高岡 字獅子沢一・二・八	弘前市 弘前市大字上白銀 町一の

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円